

建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）
を実施する者の公募についての公示

令和 7 年 3 月 7 日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）を実施する者の公募について公示します。

※本公募は、令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度当初予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続きを行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容や事業主体の採択等の変更等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

※本公募は、建築 GX・DX 推進事業を行う者に関する公募ではありません。

1. 事業概要

（1）事業名

建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）

（2）事業目的

建築 BIM に関する調査・評価や普及・広報を行う者に対して支援を行うことにより、建築 BIM の普及に向けた取組みの検討等を行うための調査・評価を進めるとともに、建築 BIM の普及・広報を進めることを目的とする。

（3）事業内容

以下のいずれか又は複数の事業を実施するものとする。

なお、①及び②の事業については令和 6 年度補正予算、③～⑩の事業については令和 7 年度当初予算において実施する。

① 維持管理・運用段階の建築 BIM の活用方法等調査

建築物の維持管理・運用段階をはじめとする建築 BIM を通じた建築物の活用方法等について調査するもの

② 建築分野の DX 推進ロードマップ作成に係る調査検討業務

建築行政に係る手続きをオンライン化するシステムの対象手続を選定するとともに、各手続についての業務フロー及び業務量を整理し、効果と実現性の高い手続を優先してシステム構築を進めるための「建築分野の DX 推進ロードマップ」を作成するもの

③ 建築 BIM による建築確認に向けたオンライン申請システムに係る調査・普及

建築 BIM による建築確認に必要となるオンライン申請システム等の調査・構築・普

及を図るもの

④ 建築 BIM による設計環境整備調査

建築 BIM による設計を円滑化するための BIM ライブラリの構築方法や「BIM 図面審査」における確認申請図書作成ツール等の開発・普及を図るもの

※ 事業の実施にあたり、建築 BIM 推進会議審査 TF と連携を図るものとする

⑤ 建築士事務所に対する建築 BIM の普及

建築 BIM 普及に向けた建築士事務所向けの広報等を行うもの

⑥ 建築 BIM の利用に係る人材に関する調査・広報

建築 BIM の利用に係る人材（BIM マネージャーや BIM コーディネーターの業務等）に関する調査及び広報を行うもの

⑦ 発注者における建築 BIM 活用に関する調査

発注者が建築 BIM を活用するにあたり留意すべき発注要件の標準化等の調査を行うもの

⑧ 建築 BIM による建築確認に向けた「確認申請用 CDE」等に係る調査・普及

「BIM データ審査」を含む建築 BIM による建築確認に向けた「確認申請用 CDE（共通データ環境）」等の調査・構築・普及を図るもの。

※ 事業の実施にあたり、建築 BIM 推進会議審査 TF と連携を図るものとする

※ 「確認申請用 CDE」に関する権利等の取扱いについては、国土交通省と協議の上、決めるものとする。

⑨ 建築 BIM の標準化に向けた検討・検証等に係る調査・普及

設計・施工・維持管理間の建築 BIM の横断的活用を円滑化するための環境整備に係る検討・検証を行うもの

※ 事業の実施にあたり、建築 BIM 推進会議標準化 TF の運営を行うものとする。

⑩ 建築 BIM の教育・普及に係る調査

建築 BIM の教育・普及に向けたロードマップの策定等を行うもの

（４）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和 6 年度～令和 7 年度

2. 補助対象事業者の要件

次の（１）～（６）までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- （１） 本事業の実施に係る計画が、適切なものであること。
- （２） 本事業を適確に遂行する技術能力（建築 BIM 等に関する知識を含む。）を有し、かつ、その遂行に必要な組織、人員を有していること。
- （３） 本事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- （４） 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場に

において業務を実施すること。

- (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 本事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 建築指導課 針谷
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39542)
- ④電子メール hariya-r92ta@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和7年3月7日(金)から令和7年3月21日(金)まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和7年3月21日(金) 18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の 場合は
3部、電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

・使用可能なソフト・ファイル形式は以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎2018」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」「Microsoft PowerPoint2016」「Adobe acrobat Reader2022」にて確認可能なファイル形式とすること

・ファイルのデータ総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ

- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。